

# 北海道工業大学大学院学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 北海道工業大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学部の教育の基礎のうえに工学に関する高度学術の理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて産業・文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的および社会的使命を果たすために、教育研究活動等について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

3 本大学院は、前項の点検および評価に加え、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

### (研究科)

第2条 本大学院に工学研究科(以下「本研究科」という。)を置く。

2 本研究科に次の専攻を置く。

電気工学専攻 応用電子工学専攻 建築工学専攻

機械システム工学専攻 土木工学専攻 建設工学専攻

### (研究科の人材の養成に関する目的)

第2条の2 本研究科は、わが国と北方圏における活力の持続、安全安心の確保、個人生活の充実に寄与する手法・技術に関する得意領域で卓越した専門能力を有し、併せて他領域の人々と協働して課題を解決するための豊かな学識を備えた高度な専門的職業人または研究者を養成することを目的とする。

### (課 程)

第3条 本大学院に修士課程および博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って工学に関する精深な学識を授け、専攻分野における研究能力と社会的要請に即応する専門技術者として高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行ない、高度の専門的な業務に従事するのに必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

### (修業年限)

第4条 修士課程の修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程は、これを前期2年および後期3年の課程に区分し、前期課程を「修士課程」とし後期課程を「博士後期課程」として扱うものとする。

4 在学期間は、前期課程で4年、後期課程で6年をそれぞれ超えることはできない。

## 第2章 収容定員

### (収容定員)

第5条 本研究科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	修士課程		博士後期課程		合計収容定員
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
電気工学専攻	6名	12名	2名	6名	18名
応用電子工学専攻	6名	12名	2名	6名	18名
建築工学専攻	6名	12名			12名
機械システム工学専攻	7名	14名	2名	6名	20名
土木工学専攻	6名	12名			12名
建設工学専攻			2名	6名	6名
計	31名	62名	8名	24名	86名

### 第3章 学年・学期および休業日

(学 年)

第6条 本大学院の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、特に必要と認めるときは、前項の学期の開始日および終了日を変更することができる。

3 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休 業 日)

第8条 本大学院の休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号から第5号の休業日については、学年暦により定めるものとする。

(1) 日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 本学開学記念日 5月10日

(3) 夏 季 休 業

(4) 冬 季 休 業

(5) 春 季 休 業

2 学長は、特に必要と認めるときは、前項の休業日を変更し、別に休業日を定めることができる。

### 第4章 入学・休学・退学および除籍等

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学の資格)

第10条 本大学院修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 社会人で本大学院の専攻に関連する業務2年以上の経験を有し、前記1号または3号と同等以上の学力があると本大学院が認めた者

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に

修了した者

( 6 ) 文部科学大臣の指定した資格を有する者

2 本大学院博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

( 1 ) 修士の学位を有する者

( 2 ) 外国の大学において、わが国の大学院修士課程に相当する学校教育を修了し、これにより修士の学位を有する者

( 3 ) 文部科学大臣の指定した者

( 4 ) その他本大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

( 入学の願い出 )

第11条 入学志願者については、選考のうえ入学を許可する。

2 選考の方法および時期等については、別に定める。

( 入学の許可 )

第12条 入学を許可された者は、指定期日までに別に定める手続きをしなければならない。

2 前項の諸手続きを指定期日までに完了しない者については、入学許可を取り消すものとする。

( 再 入 学 )

第13条 本大学院を第16条の規定により退学した者または第17条第3号の規定により除籍となった者が再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り審査のうえ入学を許可することがある。

( 休 学 )

第14条 病気その他やむを得ない理由により、長期にわたり修学できない者は、休学を願い出て許可を得なければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 修士課程の休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 博士後期課程の休学期間は、通算して3年を超えることができない。

4 休学の期間は、所定の在学年数に算入しない。

( 復 学 )

第15条 休学中の者が期間満了の場合、または期間中であってもその理由が消滅し復学しようとするときは、願い出て許可を得なければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

( 退 学 )

第16条 病気その他やむを得ない理由によって、退学しようとする者は、理由を明記した退学願いを提出して許可を得なければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

( 除 籍 )

第17条 次の各号の一に該当する者については、審査のうえ除籍とする。

( 1 ) 第4条の在学期間を超えたとき

( 2 ) 第14条の休学期間を超えたとき

( 3 ) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき

( 4 ) 長期間にわたり行方不明のとき

## 第5章 教育方法等

### (教育方法)

第18条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

### (授業科目および単位数)

第19条 本研究科における授業科目および単位数は、別表1のとおりとする。

### (履修方法等)

第20条 本研究科における授業科目に対する授業内容および研究指導の内容ならびにこれらの履修方法は、別に定める。

2 指導教員が必要と認めたときには、研究科委員会の審議を経て本研究科の他の専攻の修士課程もしくは本学の学部の授業科目を指定して履修させ、修士課程の単位とすることができる。

3 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、第23条に定める修了のために必要とする単位数に含めることができる。

### (教育内容等の改善のための組織的研修等)

第20条の2 本大学院は、本大学院の授業および研究指導の内容および方法の改善を図るため組織的な研修および研究を実施するものとする。

### (他大学の大学院における授業科目の履修)

第21条 本研究科において教育研究上有益と認めたときは、他大学の大学院と予め協議のうえ、研究科委員会の審議を経て当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、前条に規定する単位と合わせて10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなし、第23条に定める修了のために必要とする単位数に含めることができる。

### (単位の認定)

第22条 授業科目を履修した者に対しては、試験のうえ、その合格者に所定の単位を与える。

## 第6章 課程の修了要件および学位の授与

### (修了の要件)

第23条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。

2 博士課程の修了要件は、本大学院に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、修了までに36単位以上を修得し、かつ必要な指導のもとに研究業績を上げたうえ、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者にあつては、大学院に3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第10条第2項第4号により博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、当該研究科の博士後期課程に3年以上在学し、研究科所定の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、当該研究科の博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

### (論文の審査等)

第24条 修士論文および博士論文の審査については、本研究科において定める。

2 本研究科は、修士論文および博士論文の審査について必要があるときは、他大学の大学院の教員等の協力を求めることができる。

3 本研究科は、その目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(最終試験)

第25条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ修士論文もしくは博士論文の審査に合格した者について行う。

2 最終試験について必要な事項は、本研究科において定める。

(学位の授与)

第26条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 本大学院研究科に博士の学位論文を提出した者には、別に定める学位規程により、博士の学位を授与することができる。

4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める学位規程によるものとする。

## 第7章 入学検定料および学費

(納入金額)

第27条 入学検定料および学費(入学金、授業料をいう。)の金額は、別表2のとおりとする。

2 前項の金額は、物価の変動その他情勢の変化により変更することがある。

(納付期日)

第28条 授業料は、指定の期日までに納入しなければならない。ただし、1年分の額を4月、9月の2回に分けて納入することができる。

(休学等の場合の授業料)

第29条 休学、退学および除籍等の場合における授業料は、その納期に属する分を徴収する。

2 停学期間中においても授業料を徴収するものとする。

(既納の入学検定料、入学金、授業料の取り扱い)

第30条 既納の入学検定料、入学金、授業料は、いかなる事情があっても返還しない。

(授業料未納者の取り扱い)

第31条 授業料の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者は、本大学院学則第17条の規定に基づき除籍とする。

## 第8章 奨学金制度

(奨学金)

第32条 業績優秀な学生には、本研究科の審査により奨学金を給付することができる。

2 奨学金に関する事項は、別に定める。

## 第9章 教職員組織および運営組織

(本大学院担当教員)

第33条 本大学院における授業および研究指導は、本大学院担当教員がこれを行う。

( 研究科委員会 )

第34条 本大学院本研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、本大学院担当の教授を委員として組織する。ただし、必要があるときはその他の教員を加えることができる。
- 3 研究科委員会の委員長は、学長がこれにあたり、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

( 審議事項 )

第35条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- ( 1 ) 試験、入学、休学、退学、除籍、賞罰、その他学生の身分に関する事項
- ( 2 ) 研究指導、学位論文および学位に関する事項
- ( 3 ) 本研究科の教育課程に関する事項
- ( 4 ) その他本大学院に関する重要事項

2 本研究科および研究科委員会に関し必要な規定は、別に定める。

( 事務処理 )

第36条 本大学院に関する事務処理は、本学事務局において行うものとする。

第10章 特別研究生・委託生および科目等履修生

( 特別研究生 )

第37条 大学院の修了者で、特定事項につき研究を行おうとする者があるときは、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て特別研究生として入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、特別研究生に関し必要な事項は、別に定める。

( 委 託 生 )

第38条 公の機関または団体等から、本大学院において研究指導を受けさせるためその職員を委託させたいときは、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て委託生としてこれを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、委託生に関し必要な事項は、別に定める。

( 科目等履修生 )

第39条 本大学院および他の大学院の学生以外の者で、本大学院において開設する一または複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与は、第22条の規定を準用する。

3 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 外国人留学生

( 外国人留学生の取り扱い )

第40条 本大学院学則第10条第1項および第2項に定める入学資格を有する外国人が、本大学院に入学を志願するときは、研究科委員会の選考を経て外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(学則の適用)

第41条 本大学院学則は、特に定めるもののほか外国人留学生にも適用する。

## 第12章 教職課程

(教育職員免許状)

第42条 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係わる高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、本大学院に2年以上在学して修士の学位を有し、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類は、次のとおりとする。

専攻名	免許状の種類	免許教科
電気工学	高等学校教諭専修免許状	工業・情報
応用電子工学	高等学校教諭専修免許状	工業・情報
建築工学	高等学校教諭専修免許状	工業
機械システム工学	高等学校教諭専修免許状	工業
土木工学	高等学校教諭専修免許状	工業

## 第13章 研究指導施設等

(学生研究室等)

第43条 本大学院に学生研究室および実験実習室を置く。

(大学の施設利用)

第44条 本学の諸施設は、必要に応じ学生の研究指導および厚生・保健等に用いる。

## 第14章 学生の諸活動

(秩序の保持)

第45条 学生は、個人であると団体であるとを問わず、学内外において秩序を乱し、また良識に反する行為をしてはならない。

2 学生の諸活動に関しては、本学学則第56条に基づく学生の諸活動に関する規程を準用する。

## 第15章 環境施設等の維持保全

(環境等の保全)

第46条 学生は、学内の良好な環境の維持向上に努め、施設、設備、備品等の使用にあたっては、故意に破損、滅失するなどの行為があってはならない。

2 施設、設備、備品等の管理に関しては、本学が別に定める施設・設備等使用規程を準用する。

## 第16章 賞 罰

(表彰)

第47条 学業が特に優秀な者、または学生の模範となる行為をした者は、学長が研究科委員会の

議を経てこれを表彰することができる。

( 懲 戒 )

第48条 本大学院の規則に違反し、または学生として本分に反する行為をした者は、学長が研究科委員会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

( 1 ) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

( 2 ) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

( 3 ) 正当な理由がなく出席常でない者

( 4 ) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒の手続きに関する事項は、別に定める。

## 第17章 雑 則

( 準用規定 )

第49条 本大学院学則に定めるもののほか、学生にかかわる必要事項は、本学学則を準用する。

( 運用規定等 )

第50条 本大学院学則および本学学則によりがたい事項については、研究科委員会の議を経てその都度決める。

## 付 則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成2年度の学生総定員は、第5条の規定にかかわらず18名とする。

1 この学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。ただし、別表2は、平成2年度入学生に対しては適用しない。

1 この学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表2は、平成3年度以前の入学生に対しては適用しない。

1 この学則の改正は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表2は、平成4年度以前の入学生に対しては適用しない。

1 この学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第27条に基づく別表2は、平成5年度以前の入学生については、なお従前の例による。

1 この学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1および第27条に基づく別表2は、平成6年度以前の入学生については、なお従前の例による。

1 この学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1および第27条に基づく別表2は、平成6年度以前の入学生については、なお従前の例による。

1 この学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1のうち、応用電子工学専攻の部門の名称の改正は、全学年に適用し、授業科目名および第27条に基づく別表2は、平成8年度以前の入学生については、なお従前の例による。

1 この学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第27条に基づく別表2は、平成9年度以前の入学生については、なお従前の例による。

1 この学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1および第

27条に基づく別表2は、平成10年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 1 この学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1および第28条は、平成11年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第27条に基づく別表2は、平成12年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成15年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成15年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1および第23条第2項は、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第42条第2項の電気工学専攻における平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1および第42条第2項の応用電子工学専攻は、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第27条に基づく別表2は、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表1は、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表 1

## 教 育 課 程 表

## 電気工学専攻（修士課程）

授 業 科 目	授業を行う年次・単位数				備 考	
	1年次		2年次			
	前期	後期	前期	後期		
エネルギー変換工学特論	2				指導教員の指導により、電気工学特別実験（4単位）および電気工学特論ゼミナール（8単位）または情報工学特別実験（4単位）および情報工学特論ゼミナール（8単位）並びに 印を付した科目のうち2科目（4単位）を含め30単位以上を修得すること。	
電力回路解析特論	2					
超電導・高磁界工学特論	2					
電力システム工学特論		2				
制御応用工学特論		2				
応用電磁気学特論		2				
電気物性特論	2					
電気物性特論		2				
デバイス工学特論	2					
固体量子論特論		2				
薄膜応用工学特論	2					
デジタル信号処理特論	2					
情報伝送線路特論		2				
インターネット特論	2					
モバイル情報ネットワーク特論		2				
ソフトウェア情報工学特論	2					
ソフトウェア情報工学特論		2				
数値解析特論		2				
シミュレーション特論		2				
知能情報工学特論	2					
知能情報工学特論		2				
感性情報工学特論	2					
応用数学特論		2				
情報数学特論	2					
電気工学特別実験	1	1	1	1		} いずれか1科目を選択必修
情報工学特別実験	1	1	1	1		
電気工学特論ゼミナール	2	2	2	2	} いずれか1科目を選択必修	
情報工学特論ゼミナール	2	2	2	2		
計	30	30	6	6		

## 電気工学専攻（博士後期課程）

授 業 科 目	授業を行う年次・単位数						備 考
	1年次		2年次		3年次		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
電気エネルギー工学特別研究	2	2					指導教員の指導により特別研究1科目（4単位）を選択し、特別講義からは選択した特別研究と同名の特別講義を含め2単位以上、合計6単位以上を修得すること。
電気エネルギー工学特別講義	2						
電気物性デバイス工学特別研究	2	2					
電気物性デバイス工学特別講義	2						
情報ネットワーク工学特別研究	2	2					
情報ネットワーク工学特別講義	2						
ソフトウェア情報工学特別研究	2	2					
ソフトウェア情報工学特別講義	2						
知能情報工学特別研究	2	2					
知能情報工学特別講義	2						
計	20	10					

## 応用電子工学専攻（修士課程）

授 業 科 目	授業を行う年次・単位数				備 考
	1年次		2年次		
	前期	後期	前期	後期	
生体制御工学特論	2				指導教員の指導により、応用電子工学特別実験（4単位）および応用電子工学特論ゼミナール（8単位）または、応用情報工学特別実験（4単位）および応用情報工学特論ゼミナール（8単位）並びに 印を付した科目のうち2科目（4単位）を含め30単位以上を修得すること。
微生物工学特論		2			
生体情報工学特論		2			
医用計測特論	2				
生体機能学特論		2			
人間機能情報工学特論	2				
生体機能学特論		2			
福祉支援工学特論		2			
福祉機器工学特論		2			
リハビリテーション工学特論	2				
リハビリテーション工学特論		2			
フォトニック情報工学特論		2			
無線情報コミュニケーション特論	2				
光ファイバ特論		2			
リモートセンシング特論		2			
計測情報処理特論	2				
情報ネットワーク特論	2				
衛星情報通信特論	2				
画像情報応用特論		2			
電子システム情報処理特論		2			
知能情報工学特論	2				
インターネット特論	2				
ソフトウェア工学特論		2			
センサ情報処理工学特論	2				
電子物性特論	2				
量子物性特論		2			
固体物性特論	2				
量子統計特論	2				
電子デバイス特論		2			
集積化システム特論		2			
薄膜応用工学特論	2				
応用電子工学特別実験	1	1	1	1	} いずれか1科目を選択必修
応用情報工学特別実験	1	1	1	1	
応用電子工学特論ゼミナール	2	2	2	2	} いずれか1科目を選択必修
応用情報工学特論ゼミナール	2	2	2	2	
計	36	38	6	6	

## 応用電子工学専攻（博士後期課程）

授 業 科 目	授業を行う年次・単位数						備 考
	1 年次		2 年次		3 年次		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
生体工学特別研究	2	2					指導教員の指導により特別研究 1 科目（4 単位）を選択し、特別講義からは選択した特別研究と同名の特別講義を含め 2 単位以上、合計 6 単位以上を修得すること。
生体工学特別講義	2						
福祉工学特別研究	2	2					
福祉工学特別講義	2						
光電波応用工学特別研究	2	2					
光電波応用工学特別講義	2						
量子物性工学特別研究	2	2					
量子物性工学特別講義	2						
量子デバイス工学特別研究	2	2					
量子デバイス工学特別講義	2						
計	20	10					

## 建築工学専攻（修士課程）

授 業 科 目	授業を行う年次・単位数				備 考
	1年次		2年次		
	前期	後期	前期	後期	
住環境計画特論	2				指導教員の指導により、特論のうち8単位、特別演習のうち8単位、建築工学特論ゼミナール8単位および印を付した科目のうち4単位を含め30単位以上を修得すること。
地域施設計画特論	2				
都市空間計画特論		2			
景観デザイン特論		2			
建築歴史意匠特論	2				
建築設計特論		2			
建築哲学特論	2				
環境保全設計特論	2				
建築設備診断・リニューアル特論		2			
建築環境工学特論	2				
建築構造計画特論	2				
建築構造学特論	2				
建築構造設計特論		2			
建築塑性学特論		2			
建築雪氷工学特論	2				
建築生産工学特論		2			
建築材料学特論	2				
設計監理実務特論	4				
住環境計画特別演習	2	2			
景観デザイン特別演習		2	2		
建築計画特別演習	2	2			
建築設計特別演習		2	2		
建築設備設計特別演習	2	2			
建築設備工事監理特別演習		2	2		
建築構造計画特別演習	2	2			
建築構造工学特別演習		2	2		
建築雪氷工学特別演習	2	2			
建築生産工学特別演習		2	2		
建築実務実習		2	2		
建築実務実習			2	2	
建築実務実習			3	3	
建築工学特論ゼミナール	2	2	2	2	
計	36	38	19	7	

## 機械システム工学専攻（修士課程）

授 業 科 目	授業を行う年次・単位数				備 考
	1年次		2年次		
	前期	後期	前期	後期	
熱工学特論	2				指導教員の指導により、 機械システム工学特別演 習（2単位）機械シス テム工学特論ゼミナール （8単位）および 印を 付した科目のうち2科目 （4単位）を含め30単位 以上を修得すること。
流体工学特論		2			
エンジンシステム工学特論		2			
燃焼工学特論	2				
数値流体工学特論		2			
弾性力学特論	2				
材料力学特論	2				
C A E 特論		2			
機械力学特論	2				
振動工学特論		2			
メカトロニクス特論		2			
制御工学特論	2				
材料工学特論	2				
設計工学特論		2			
複合加工学特論		2			
人間工学特論	2				
生産工学特論		2			
工業力学特論		2			
工業数学特論	2				
物理学特論	2				
機械システム工学特別演習	2				
機械システム工学特論ゼミナール		2	2	4	
計	22	22	2	4	

## 機械システム工学専攻（博士後期課程）

授 業 科 目	授業を行う年次・単位数						備 考
	1年次		2年次		3年次		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
熱流体システム工学特別研究	2	2					指導教員の指導により特別研究1科目（4単位）を選択し、特別講義からは選択した特別研究と同名の特別講義を含め2単位以上、合計6単位以上を修得すること。
熱流体システム工学特別講義	2						
固体システム工学特別研究	2	2					
固体システム工学特別講義	2						
機械システム制御工学特別研究	2	2					
機械システム制御工学特別講義	2						
材料・加工システム工学特別研究	2	2					
材料・加工システム工学特別講義	2						
計	16	8					

## 土木工学専攻（修士課程）

授 業 科 目	授業を行う年次・単位数				備 考
	1年次		2年次		
	前期	後期	前期	後期	
土木工学総論	2		2		指導教員の指導により、土木工学特別演習（6単位）土木工学特論ゼミナール（8単位）および印を付した科目のうち2科目（4単位）を含め30単位以上を修得すること。
コンクリート工学特論	2				
構造工学特論	2				
河川工学特論	2				
海岸工学特論		2			
道路工学特論		2			
社会資本マネジメント特論	2				
都市施設デザイン特論	2				
都市計画特論		2			
交通計画特論		2			
地盤防災工学特論	2				
環境地盤工学特論		2			
近自然工学特論	2				
生態工学特論	2				
土木工学特別演習	2	2	2		
土木工学特論ゼミナール	2	2	2	2	
計	22	14	6	2	

## 建設工学専攻（博士後期課程）

授 業 科 目	授業を行う年次・単位数						備 考
	1年次		2年次		3年次		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
建設生産工学特別研究	2	2					指導教員の指導により特別研究1科目（4単位）を選択し、特別講義からは選択した特別研究と同名の特別講義を含め2単位以上、合計6単位以上を修得すること。
建設生産工学特別講義	2						
建設構造工学特別研究	2	2					
建設構造工学特別講義	2						
自然環境工学特別研究	2	2					
自然環境工学特別講義	2						
空間環境計画学特別研究	2	2					
空間環境計画学特別講義	2						
計	16	8					

## 別表 2

## 入学検定料および学費

区 分	金 額	備 考
入学検定料	30,000 円	
入 学 金	200,000 円	本学学部の新卒者が修士課程に入学するときおよび本大学院 修士課程修了者が博士後期課程に入学するときは免除する。 ただし、本学学部の既卒者が修士課程に入学するときは半額 とする。
授 業 料	年額 760,000 円	